

# 病院施設更新計画策定に向けた基礎調査業務委託 仕様書

## 1 業務名

病院施設更新計画策定に向けた基礎調査業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日 から 令和7年12月26日 まで

## 3 業務目的

市立四日市病院（以下「当院」という。）は、県内北勢地域の中核病院として、救急医療、高度医療などの急性期医療を提供しているが、将来にわたり安定的な医療の提供を継続していくため、目標耐用年数を迎える令和20年以降の新たな病院施設での切れ目のない運営を見据えて、病院施設更新計画を策定していく必要がある。

本業務は、今後新病院のあり方を検討するために必要となる基礎的な情報の調査・分析を行うことを目的とする。

## 4 業務内容

### (1) 外部環境調査

- ① 二次医療圏における医療機関の分布状況の整理
- ② 人口動態の整理および患者数の将来推計
- ③ 当該地域医療構想の概要および当該地域の課題等の整理
- ④ 周辺医療機関の整備状況等の整理（医療圏における政策医療の提供状況）

### (2) 外部環境調査および当院が提供する内部環境に関する情報（以下「内部環境情報」という。）によるSWOT分析

### (3) 将来推計に基づく必要病床数の検証

### (4) 経営形態（地方公営企業法（一部適用・全部適用）、地方独立行政法人、指定管理者制度等）の比較検討

### (5) 上記（1）～（4）の内容および内部環境情報による基礎調査報告書としての取り纏め

## 5 内部環境情報の概要

主な内部環境情報は以下の通りとする。但し、内部環境情報は経営改善を目的とした成果品であるため、新病院整備に係る調査分析に資するよう、必要に応じて内容及び表現の修正を行うものとする。また、下記のほか業務上不足する内容がある場合には、当院が追加で情報提供するものとする。なお、内部環境情報は8月末を目途に提供予定とする。

(1) 経営状況分析

以下項目に関する各種分析を実施

- ① 経営状況面
- ② 収益面
- ③ 費用面

(2) 診療状況分析

以下項目に関する各種分析を実施

- ① 入院患者数および診療単価等
- ② 外来患者数および診療単価等
- ③ 救急車受入件数および救急患者数
- ④ 各種診療実績

(手術件数、放射線撮影・治療件数、内視鏡件数、リハビリ件数、化学療法件数、人工透析件数、各種指導件数等)

- ⑤ 紹介・逆紹介

(3) 人員配置状況分析

以下項目に関する各種分析を実施

- ① 職種別職員数
- ② 患者数に対する職員配置状況

## 6 当院の概要

(1) 施設名 市立四日市病院

(2) 所在地 四日市市 芝田二丁目2番37号

(3) 病院規模 病床数 537床 (一般 535床、感染症 2床)

(4) 特定機能

- ・ 基幹臨床研修病院
- ・ 災害拠点病院
- ・ 救命救急センター (3次救急医療施設)
- ・ 地域医療支援病院
- ・ 総合周産期母子医療センター
- ・ 地域がん診療連携拠点病院

(5) 年間患者数 (令和6年度)

- ・ 外来 382,433人
- ・ 入院 141,765人

(6) 1日平均患者数 (令和6年度)

- ・ 外来 1,574人
- ・ 入院 388人

- (7) 外来診療日等
- ・一般外来診療日 土・日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
  - ・一般外来診察時間 午前8時30分から午後5時まで
  - ・救急外来 常時（年中無休）
- (8) 診療科目 全28科目
- 内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、形成外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、消化器外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科

## 7 一般事項

- (1) 業務の管理及び統括を行う管理技術者を配置するものとする。この管理技術者の要件は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有する者であることとする。
- なお、当該技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等、真にやむを得ない場合を除き、技術者の変更は認められないものとする。
- (2) 公立病院経営強化ガイドライン及び地域医療構想など、国・県の今後の医療政策について十分に理解したうえで業務を進めること。
- (3) 医療需要や社会情勢など、医療分野に関する最新の動向を踏まえて、客観的かつ的確な分析を行うこと。
- (4) 今後予定するあり方検討を見据えて、有効な基礎資料となるよう取り纏めること。
- (5) 委託業務の進捗状況をはじめとする当院 事務局との打合せを定期的（月2回程度を想定）に行うこと。なお、打合せ等は来院を基本とするが内容によってはオンライン形式でも可とする。
- (6) 必要に応じて、院内会議等への出席のほか、四日市市会議のための説明資料等作成支援を行うこと。
- (7) 会議、打合せ等の都度、その内容に関する議事録を作成し、提出すること。
- (8) 法令遵守、情報セキュリティの取り組みを徹底すること。
- (9) 本業務遂行上、知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

## 8 成果品

- (1) 報告書の作成と提出
- 報告書は、紙媒体（5部）及びCD-ROM等の電子媒体（1部）により提出すること。なお、電子ファイルは、書き込みが可能なExcel、WordまたはPowerPoint形式

で提出すること。

## (2) 成果品の管理と帰属

成果品の管理及び帰属先は当院とする。受託者は、当院の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

## 9 完了報告書

業務が全て完了した際は、履行期間末日までに業務完了報告（任意様式）を提出するものとする。

## 10 委託料の支払

委託料の支払いは、本仕様書に指定された成果品及び業務完了報告書を提出し、検査検収後、受託者は請求書を発行すること。当院は、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

## 11 その他

本仕様書に定めのないこと、または疑義が生じた事項については、当院と協議のうえ対応すること。

## 12 注意事項

### ○ 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### ○ 暴力団等不当介入に関する事項

#### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第

28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に

基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

○ 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

以 上